

**独占協定、市場支配的地位の濫用事件の
工商行政管理機関による調査処理手続についての規定**

第一条 工商行政管理機関による法に基づいた独占行為の調査処理を規範化し、かつ保障するため、「中華人民共和国独占禁止法」に基づき、本規定を制定する。

第二条 国家工商行政管理総局は、独占協定、市場支配的地位の濫用の分野における独占禁止の法執行業務を統一的に担当する。

国家工商行政管理総局は、業務の必要に応じ、関連する省、自治区、直轄市の工商行政管理局（以下「省級工商行政管理局」という）に授権し、独占協定、市場支配的地位の濫用の分野における独占禁止の法執行業務を担当させることができる。

第三条 下記の独占行為については、国家工商行政管理総局が調査処理を担当しなければならない。

- (一) 全国範囲で重大な影響のある場合。
- (二) 国家工商行政管理総局が自ら管轄しなければならないと判断した場合。

下記の独占行為については、省級工商行政管理局に授権し、調査処理を担当させることができる。

- (一) 当該行政区域内で発生した場合。
- (二) 省、自治区、直轄市に跨って発生したが、主な行為地が当該行政区域内にある場合。
- (三) 国家工商行政管理総局が、省級工商行政管理局に授権し、管轄させることができると判断した場合。

授権は、個別事件の形式をもって行う。授権された省級工商行政管理局

は、更に下級の工商行政管理局に対し授権してはならない。

第四条 工商行政管理機関は、職権に基づき、又は通報、その他の機関からの移送、上級機関からの引渡し等のルートを通じ、独占行為を発見し、かつ法により調査処理する。

第五条 いかなる組織及び個人も、工商行政管理機関に対し独占の疑いのある行為を通報する権利を有し、工商行政管理機関は通報者のために秘密を保持しなければならない。

通報が書面形式によるものである場合、以下の内容が含まれなければならない。

- (一) 通報者の基本状況。通報者が個人である場合、氏名、住所、連絡方法等について提供しなければならない。通報者が事業者である場合、名称、住所、連絡方法、主に従事する業界、生産する製品又は提供するサービス等について提供しなければならない。
- (二) 被通報者の基本状況。事業者の名称、住所、主に従事する業界、生産する製品又は提供するサービス等を含む。
- (三) 独占の疑われる関連事実。被通報者が法律、法規及び規則に違反して独占行為を実施した事実並びに関連行為の時間、場所等を含む。
- (四) 関連証拠。書証、物証、証人の証言、視聴資料、コンピュータデータ、鑑定結果等を含む。関連証拠は、証拠提供者の署名を有し、かつ証拠を得た出所を明記しなければならない。
- (五) 同一の事実について、他の行政機関への通報又は裁判所への訴えの提起をすでに行っているか否か。

第六条 国家工商行政管理総局及び省級工商行政管理局は通報資料の受理を担当する。省級以下の工商行政管理機関が通報資料を受領した場合、5業務

日内に関連通報資料を省級工商行政管理局に送付しなければならない。

受理機関は通報資料を受領した後、登記を行い、かつ通報内容について審査を行わなければならない。

通報資料に不備がある場合、通報者に遅滞なく補完するよう通知しなければならない。

匿名による書面の通報について、具体的な違法事実を有し、かつ関連証拠を提供している場合、受理機関は登記を行い、かつ通報内容について審査を行わなければならない。

第七条 省級工商行政管理局は、主に当該行政区域内において発生した独占の疑われる行為にかかる通報について審査を行い、かつ審査状況及び立件するか否かについての意見を国家工商行政管理総局に報告しなければならない。

省級工商行政管理局は、通報資料が揃っており、2つ以上の省級行政区域に関わる独占の疑われる行為にかかる通報について、遅滞なく通報資料を国家工商行政管理総局に送付しなければならない。

第八条 国家工商行政管理総局は、通報内容に対する審査状況に基づき、立件、調査処理業務を決定する。国家工商行政管理総局は、自ら立件し調査処理することができ、本規定第三条の規定に基づき、関連する省級工商行政管理局に授権し、立件、調査処理を行わせることもできる。

第九条 国家工商行政管理総局は、自ら立件し、調査処理する事件について、自ら調査を展開することができ、関連する省級、計画単列市、副省級市工商行政管理局に委託し、事件調査業務を展開させることもできる。

省級工商行政管理局は、授権されて自ら立件し、調査処理する事件について、本規定に基づき、事件の調査等の関連業務を組織しなければならない。

第十条 工商行政管理機関は、独占の疑われる行為を調査する場合、独占事件を調査処理する権限を有する機関の主要責任者に対し書面で報告し、かつ許可を得た上で、下記の調査措置を講じることができる。

- (一) 調査対象の事業者の営業場所又はその他の関連する場所に立ち入り、検査を行う。
- (二) 調査対象の事業者、利害関係者又はその他の関連組織若しくは個人に質問し、関連状況を説明するよう要求する。
- (三) 調査対象の事業者、利害関係者又はその他の関連組織若しくは個人の関連証憑、協議書、会計帳簿、業務上の通信文書、電子データ等の文書、資料を閲覧し、複製することができる。
- (四) 関連証拠の封印、差押え。
- (五) 事業者の銀行口座の照会。

第十一条 工商行政管理機関の法執行人員が事件を調査する場合、2名を下回ってはならず、かつ法執行証明書を呈示しなければならない。

第十二条 工商行政管理機関が独占の疑われる行為を調査する時、調査対象の事業者、利害関係者又はその他の関連組織若しくは個人（以下「調査対象者」という）に所定の期限内に以下の書面資料を提供するよう要求することができる。

- (一) 調査対象者の基本状況。組織の形態、名称、担当者及び連絡方法、営業許可証又は社会団体法人登記証書、法人組織コードの副本の写しを含む。事業者が個人である場合、身分証明書の写し及び連絡方法を提供する。
- (二) 調査対象者が事業者である場合、更に直近三年間の生産経営状況、年間売上高の状況、納税状況、取引相手との業務取引及び提携協議、国外投資の状況等について提供しなければならない、上場

会社の場合は更に株券の収益状況を提供しなければならない。

- (三) 調査対象者が業界協会である場合、更に業界組織定款、関連産業政策の根拠、当該業界の生産経営計画及び執行状況、独占の疑われる行為に係る会議、活動状況及び文書等を提供しなければならない。
- (四) 工商行政管理機関が提起した関連問題について行った説明。
- (五) 工商行政管理機関が提供の必要があると判断したその他の書面資料。

工商行政管理機関及びその職員は、法執行過程において知り得た商業秘密について秘密保持義務を負担する。

第十三条 調査対象の事業者、利害関係者は意見を陳述する権利を有する。工商行政管理機関は、調査対象の事業者、利害関係者が提出した事実、理由及び証拠について事実との照合を行わなければならない。

第十四条 工商行政管理機関は法に基づき実施する調査について、関連する資料、情報の提供を拒否し、完全に提供せず、若しくは所定の期限を過ぎて提供した場合、又は虚偽の資料、情報を提供した場合、又は証拠を隠匿し、毀損し、移転した場合、又は調査行為を拒否し、阻害した場合、「独占禁止法」第五十二条の規定に従い処理する。

第十五条 独占行為の疑われる事業者は、調査対象期間において、調査中止の申請を提出し、工商行政管理機関が認めた期限内において、行為による影響を除去するための具体的な措置を講じることを承諾することができる。

第十六条 調査中止の申請は、書面形式をもって提出し、かつ法定代表者、他の組織の責任者又は個人が署名し、かつ捺印しなければならない。申請書には以下の事項について明記しなければならない。

- (一) 違法の疑われる事実及び生じる可能性のある影響。

(二) 行為による影響を除去するために講じようとする具体的な措置。

(三) 承諾実現のためのスケジュール手配及び保証表明。

第十七条 工商行政管理機関は、調査対象事業者の申請に基づき、行為の性質、継続期間、結果及び社会的影響等の具体的な状況を考慮した上で、調査中止を決定し、かつ調査中止決定書を発行することができる。調査中止決定書には調査対象事業者の違法の疑われる事実、承諾した具体的な内容、影響の除去のための具体的な措置、期限及び承諾の不履行又は一部履行の法的結果等の内容について明記しなければならない。

第十八条 調査中止が決定された場合、事業者は所定の期限内において工商行政管理機関に対し承諾の履行進捗状況についての書面の報告を提出しなければならない。

第十九条 工商行政管理機関は、事業者による承諾の履行状況について監督を行う。事業者がすでに承諾を履行していると確定した場合、調査終了を決定し、かつ調査終了決定書を発行することができる。調査終了決定書には調査対象事業者の違法の疑われる事実、承諾した具体的な内容、影響の除去のための具体的な措置、承諾の履行にかかる具体的な段取り及び時間等の内容について明記しなければならない。

下記のいずれかの事由に該当する場合、調査を回復しなければならない。

(一) 事業者が承諾を履行していない場合。

(二) 調査中止を下した根拠となる事実に変化が生じた場合。

(三) 調査中止の決定が、事業者により提供された不完全な、正確でない又は誤導性を有する情報に基づき下されたものである場合。

第二十条 工商行政管理機関は、独占協定達成の関連状況を積極的に報告し、かつ重要な証拠を提供した事業者について、情状を酌量し、処罰を減輕又は

免除することができる。

独占協定の組織者については、前項の規定を適用しない。

重要な証拠とは、調査を開始させ、又は独占協定行為の認定に対し重要な作用をもたらすことのできる証拠でなければならない。

第二十一条 事業者が達成した協定が「独占禁止法」第十五条に定める状況に合致することを証明できる場合、工商行政管理機関は関連行為について免除することができる。

第二十二条 工商行政管理機関は独占の疑われる行為について調査し、事実と照合した上で、独占行為を構成すると認定した場合、法により行政処罰の決定を下さなければならない。

第二十三条 国家工商行政管理総局は、重大独占事件について、行政処罰の決定を下す前において、国务院独占禁止委員会に対し報告しなければならない。

授權された省級工商行政管理局は、法により調査中止、調査終了又は行政処罰の決定を下さなければならないが、決定を下す前において、国家工商行政管理総局に対し報告しなければならない。省級工商行政管理局は、決定を下した後10業務日内において、関連状況、関連決定書及び事件調査終結報告書を国家工商行政管理総局に届け出なければならない。

第二十四条 国家工商行政管理総局は、検討の結果、「独占禁止法」を適用しないことを決定したが、これに代えて他の工商行政管理の法律、法規を適用して処理することのできる通報については、遅滞なく関連する工商行政管理機関に転送し、法により処理させなければならない。他の行政機関の管轄に属するものについては、法により他の権限を有する機関に移送しなければならない。

省級以下の工商行政管理機関は、他の法律、法規の規定に従い、当該行政区域内で発生した公共企業又は法により独占的地位を有するその他の

事業者による競争制限行為について監督、検査を行うことができる。

第二十五条 工商行政管理機関は、法により調査処理する独占事件について、社会に対し公表することができる。

第二十六条 本規定における独占行為の調査、公聴及び処罰の手続について定めていない事項については、「中華人民共和国行政処罰法」、「工商行政管理機関行政処罰手続規定」、「工商行政管理機関行政処罰事件公聴規則」の関連規定に従い執行する。但し、期限に関する規定については、「工商行政管理機関行政処罰手続規定」、「工商行政管理機関行政処罰事件公聴規則」を適用しない。

第二十七条 工商行政管理機関が本規定に従って下した行政処罰等の決定について不服である場合、法により行政不服申立又は行政訴訟を提起することができる。

第二十八条 工商行政管理機関は、独占禁止法執行業務において、他の独占禁止法執行機関及び関連部門との情報交換及び法執行における協力を強化しなければならない。

第二十九条 工商行政管理機関の職員が本規定に違反し、職権を濫用し、職務を懈怠し、私利のために不正を犯し、又は法執行過程において知り得た営業秘密を漏洩し、なお犯罪を構成しない場合、法により行政処分に処する。犯罪の疑いがある場合、司法機関に移送して処理する。

第三十条 本規定は、独占協定、市場支配的地位の濫用の分野における価格独占行為に対する調査処理には適用しない。

第三十一条 本規定は、国家工商行政管理総局が解釈に責任を負う。

第三十二条 本規定は、2009年7月1日より施行する。